

## ○ オンライン説明会で回答を保留した質問の回答について

質問	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 団体の構成員の講師謝金が認められないのか。</li><li>・ 団体の構成員が演出家、脚本家の場合は、演出料、台本料は補助対象経費として認められるのか。</li></ul>	<p>反復的に支払われる給与的なものではなく、当該事業に必要な経費として団体から支払われ、支払われた相手から経費分を受領した旨の領収証等を受け取って実績報告の際に提出頂ければ、補助対象経費となります。</p> <p>この場合、支払われた相手がその団体の役員（代表者を含む）であっても、同様の扱いとなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会場が仮で押さえてある場合、補助対象経費になるか。</li></ul>	<p>会場の予約にかかる支払いについて、事業期間内に支払われた場合には補助対象経費となります。</p> <p>なお、4月1日以降、交付決定前に支払いをする場合には、交付申請書の「3(5)交付決定前に着手する場合、理由」にその旨を必ず記載するようにしてください。</p> <p>また、会場の予約について、予約した時期が早い等、判断に迷う場合にはご相談ください。</p>